

出エジプト記21章「神の公正な定め」

1A 奴隷 1-11

1B 七年目の解放 1-6

2B 女奴隷の保護 7-11

2A 殺傷 12-36

1B 殺人 12-17

2B 障害 18-27

3B 動物 28-36

本文

出エジプト記21章を開いてください。私たちの学びは、前回、十戒のところを見ました。その命令が、「戒め」あるいは「教え」と呼ぶならば、これから見て行くところは、「定め」です。21章1節に、「1 これらはあなたが彼らの前に置くべき定めである。」とありますね。これは、神の正しい教えを、さらに具体的に私たちの生活でどのように適用されるのか、その真っ直ぐな物差しのことです。今の社会では、これを裁判における法律として使われます。けれども当時は、統治をすると裁判をするのは、今のような三権分離はなかったので、「さばく」という「統治する」「治める」という意味もあります。主が、十の教えを語られた後に、今度は、生活における真っ直ぐな教えとして、神ご自身が彼らを統治するために与えられた教えとして、定めとして語られているのです。

モーセがすでに、そのような裁きの座についていたことを思い出してください。彼がそれを一人でやっていたところ、イテロがそれを見て、「これはよくない」として、能力のある、神を畏れ、賄賂を憎む人を選んで、軽い事件はそうした人々のところに持っていき、難しい事件はモーセのところに持っていきます。パウロが、上に立つ人々のために、王などの高い地位にいる人々のために執り成して祈りなさいと勧めましたが、それは、「2 テモ 2:2 私たちがいつも経験で品位を保ち、平安で落ち着いた生活を送るためです。」とあります。正しい定めは、私たちに平安と安定を保ちます。私たちの神は平和と秩序の神です。

私たちはこれから、21章2節以降を読んでいきますが、そこで大事なものは、神がいかに正しく、公正な方なのか、ということです。主がバビロンを滅ぼされた後に、天の大群衆が、「黙示 19:2 神のさばきは真実で正しいからである。」と叫びました。神がいかに公正を大切にされる方であるか、だれにも偏らず、悪に対しても、善に対しても報いてくださる方であるかを見て行くこととなります。この公正がなくなると、私たちは不安になります。混乱が起こります。ですから、私たちの信仰生活にとって、とても大切な箇所になります。

ちなみに、十戒やこれから読む箇所から、英国の法律が定められて、それが米国憲法に反映され

て、そして日本が敗戦後、GHQ 作成の現憲法へと移ったので、意外に馴染みのあるものが多いと思います。

1A 奴隷 1-11

1B 七年目の解放 1-6

2 あなたがヘブル人の男奴隷を買う場合、その人は六年間仕えなければならない。しかし七年目には自由の身として無償で去ることができる。3 彼が独身で来たのなら独身で去る。彼に妻があれば、その妻は彼とともに去る。4 彼の主人が彼に妻を与えて、その妻が彼に息子あるいは娘を産んでいたなら、この妻とその子どもたちは主人のものとなり、彼は一人で去らなければならない。

定めのある言葉が、奴隷についてであり、奴隷の解放についてであることは興味深いことです。主は後で、在留異国人をしいたげてはならない、という命令をされますが、その理由が「23:9 あなたは寄留者を虐げてはならない。あなたがたはエジプトの地で寄留の民であったので、寄留者の心をあなたがた自身がよく知っている。」とあります。イスラエルは奴隷であったので、奴隷状態のままに居させることを、彼ら以上に主ご自身が願っておられました。

奴隷制度は現在、世界でもごく一部の地域を除いて存在しませんが、けれども古代の農耕文化では必要なものでした。町や商業などはなく、各人が独立した家計を持つことはできませんでした。その解決法が奴隷制度でありました。

しかし、奴隷は七年目に無償で去ることができます。主人は奴隷の生活すべてを世話しなければならず、主人が彼を買取ったのですから、もし出て行きたいなら、本来ならお金を支払わなければいけません。ちょうど今の状況なら、給料を前払いしてもらいながら、途中で退職するような感じです。けれども神は、イスラエルを解放したいという願いから、無償で去らせなさいと定められています。

神は解放を強く願っておられます。後に土地についての教えでも、ヨベルの年と言って、売り渡された土地はすべて元の所有者のところに戻ると定めておられます。私たちの世界も、罪という負債をずっと追っていき、その中でがんじがらめになっています。しかし、キリストによって私たちの魂を解放してくだり、主が再び戻られることによって、世界の被造物自体が解放されます。

そして 4 節は、主人の権利を保護したものと言えましょう。主人は、生産性を上げるために家族を奴隷に与えたので、彼らがごっそりいなくなったら、大変なことにあります。それに、奴隷としても、他の主人を見つけるまで家族を養っていくことはできないのですから、家族の命も保証されます。

5 しかし、もしもその奴隷が『私は、ご主人様と、私の妻と子どもたちとを愛しています。自由の身となって去りたくありません』と明言するようなことがあるなら、6 その主人は彼を神のもとに連れて行く。それから戸または門柱のところに連れて行き、きりで彼の耳を刺し通す。彼はいつまでも主人に

仕えることができる。

奴隷が主人や家族への愛のゆえに、一生涯奴隷になることが書かれています。そして当時もイヤリングがあったようです、自発的に奴隷になったことの印として、耳に穴を開けます。この愛に基づく主人と奴隷の関係は、まさに父なる神と、人として来られたイエス様との関係を表しています。イザヤ書の預言にこうあります、「イザ 50:4 【神】である主は、私に弟子の舌を与え、疲れた者をことばで励ますことを教え、朝ごとに私を呼び覚まし、私の耳を呼び覚まして、私が弟子として聞くようにされる。」ここの「呼び覚ます」というのが、耳をきりで刺し通すというところから来ている言葉だと考えられます。ご自身は徹底して、主のしもべとして生きられて、また神が教えらえることを徹底して聞いて行く弟子のそれになりました。

そしてこの父と子の間にあった関係が、私たちにも引き伸ばされているのです。使徒たちは、自分たちのことを、主イエス・キリストのしもべ、あるいは奴隷と言って、はばかりませんでした。パウロは、「キリスト・イエスのしもべ(ロマ 1:1)」と言い、ヤコブも「神と主イエス・キリストのしもべ(1:1)」と言い、ヨハネも黙示録で、「1:1 そしてキリストは、御使いを遣わして、これをしもべヨハネに告げられた。」と言っています。そしてパウロはガラテヤ書にて、ここの聖書の箇所を思いながらなのでしょうか、「私は、この身にイエスの焼き印を帯びている(6:17)」と言っています。パウロはむちで打たれたり、石打ちの刑を受けたりしましたが、それが、自分がキリスト・イエスの奴隷であることを印である、ということです。主によって愛された者が、この方を主として、自分は主人への愛のゆえに、奴隷の姿勢を取るのです。

2B 女奴隷の保護 7-11

7 人が娘を女奴隷として売るような場合、その女奴隷は、男奴隷が去る場合のように去ってはならない。8 彼女を自分のものと定めた主人が、彼女を気に入らなくなった場合は、その主人は彼女が贖い出されるようにしなければならない。主人が彼女を裏切ったのだから、異国の民に売る権利はない。9 その主人が彼女を自分の息子のものと定めるなら、彼女を自分の娘のように扱わなければならない。10 その主人が別の女を妻とするなら、先の女への食べ物、衣服、夫婦の務めを減らしてはならない。11 もしこれら三つのことを彼女に行わないなら、彼女は金を払わないで無償で出て行くことができる。

奴隷でも女奴隷の場合、さらに弱い立場に置かれます。主人である男の思うようにされて、捨てられ、また他の男に虐げられる危険が十分にありました。それゆえ、男奴隷よりもさらに手厚い保護が設けられています。

主人が結婚すると言う約束で、女を奴隷にした場合、途中で破棄することがあります。そのときは、彼女が彼女の親戚などにきちんと引き取られなければいけません。「贖い出す」というのは、家族や親戚が彼女を買い戻すことを意味します。外国人の奴隷にすることを決してしてはならない、とありま

す。イスラエル人が外国人の奴隷であったのですから、これがもっとも神にとって忌み嫌うことだったのでしょう。

そして、娘のように取り扱うことについては、以前奴隷だったとうことで、さほど良い待遇をしなくても不平・不満を出さないかもしれませんが、そうした自由の乱用を禁じています。また、昔は一夫多妻制が許されていました。女奴隷が主人あるいは主人の息子の妻になって、彼が後でさらに妻を得たときに、彼女がさげすまれる可能性が十分あります。そうならないように、戒めています。

いかがでしょうか、この時からすでに神は女性への不公正な取り扱いをなくすように戒めておられます。近代になってから女性への差別撤廃が叫ばれて、今も盛んですが、紀元前 15 世紀には、すでに神がそう定めておられたのです。

2A 殺傷 12-36

そして 12 節からは、殺傷事件についての定めです。十戒の中に、「殺してはいけない」という戒めがあります。これを実際生活の中でも生かすために、神は殺人や傷害に対する罰を定めておられます。

1B 殺人 12-17

12 人を打って死なせた者は、必ず殺されなければならない。13 ただし、彼に殺意がなく神が御手によって事を起こされた場合、わたしはあなたに、彼が逃れることができる場所を指定する。14 しかし、人が隣人に対して不遜にふるまい、策略をめぐらして殺した場合には、この者を、わたしの祭壇のところからであっても、連れ出して殺さなければならない。

殺人についての戒めは、はるか前、ノアの時に神はすでに与えられていました。カインがアベルを殺したその罪のことをおそらくは思いながら、主は洪水後のノアに対して、「人の血を流す者は、人によって血を流される。(創世 9:6)」と言われました。ここに、神の正しい姿があります。「自分のしたことに対して、同じ対価で報いが与えられる」ということです。あるいは、こうも言えるでしょう。「自分のしたことへの対価を、自分自身で支払う」ということです。命に対しては命であります。

殺意がない場合の殺人は、逆に殺されないように、その加害者を守るように神はしてくださっています。具体的には「逃れの町」が指定されますが、殺意のない事故死によって、その事故をもたらした人が、死んだ人の家族や親戚の復讐によって殺されることがないようにしています。しかし、計画的殺人は何の例外もなく、死刑に定められます。祭壇のところにおいても、です。礼拝行為が、神の刑罰を免除することはない、ということです。

ここで大事なことは、「殺意」であります。殺意をもって計画をもって殺している謀殺なのか、事故として起こってしまった故殺なのか、それで刑が量られます。ですからイエス様が、兄弟をばかという者

は、最高法院に連れて行かれるというのは、律法にしたがえばその通りなのです。殺意が既にあってただ行為に及ぼなかったのですが、その殺意こそが厳に戒められていることだからです。十戒の「殺してはならない」も、本当は「殺害してはならない」という意味になっています。

15 自分の父または母を打つ者は、必ず殺されなければならない。16 人を誘拐した者は、その人を売った場合も、自分の手もとに置いている場合も、必ず殺されなければならない。17 自分の父や母をののしる者は、必ず殺されなければならない。

死刑に定められる違反として、「あなたの父と母を敬え」という第五の戒めを破った場合と、誘拐をした場合を語っておられます。親に暴力を振るう子ども、または親が老いて、老いた親に暴力をふるう息子や娘は、死刑に定められます。また、反抗して親を脅すような子も死刑になります。誘拐は、先ほど奴隷と同じですが、そうやって物と同じように考えているのは、死刑に値します。

2B 障害 18-27

次に殺人に至らなかつた傷害についての定めです。

18 人が争い、一人が石か拳で相手を打ち、その相手が死なないで床についた場合、19 もし彼が再び起き上がり、杖によって外を歩けるようになれば、打った者は罰を免れる。ただ彼が休んだ分を弁償し、彼が完全に治るようにしてやらなければならない。20 自分の男奴隷あるいは女奴隷を杖で打ち、その場で死なせた場合、その人は必ず復讐されなければならない。21 ただし、もしその奴隷が一日か二日生き延びたなら、その人は復讐されてはならない。奴隷は彼の財産だからである。

傷害罪に対する補償をしなければいけません。

そして、傷害は、奴隷制度においては頻繁に起こっていました。主人を奴隷を打つことは、日常的でした。それで殺人事件に発展することがあります。その時に、すぐに死んでしまったのであれば、それは主人に殺意があったことを示すのです。彼は復讐される、つまり命に対して命の報いを受けるのです。けれども、一日、二日、生き延びたらそこには殺意がなかったことが認められます。

22 人が人と争っていて、身ごもった女に突き当たり、早産させた場合、重大な傷害がなければ、彼はその女の夫が要求するとおりの罰金を必ず科せられなければならない。彼は法廷が定めるところに基づいて支払う。

ここは、妊娠している胎児の命まで尊重されている箇所です。新改訳の第三版まで、「流産」と訳されているところが、2017では「早産」と訳されています。そうです、早期の未熟児で生まれることを指しています。そのさい、殺傷はありませんから、罰金のみで済みます。しかし、その胎児や母親が傷ついたり、また、死んだ場合はそれに対する報いがあります。胎児にも命があることを示す重要な箇所です。

23 しかし、重大な傷害があれば、いのちにはいのちを、24 目には目を、歯には歯を、手には手を、足には足を、25 火傷には火傷を、傷には傷を、打ち傷には打ち傷をもって償わなければならない。

有名な「目には目、歯には歯」の箇所です。しかし、ここには「報い」あるいは「報復」の原則があり、神の公正を示すとても大事な箇所です。行なったその行ないに応じた報いを受けるということです。これは旧約だけではなく新約にも、全体に貫かれた教えです。「ロマ 2:6-11 神は、一人ひとり、その人の行いに応じて報いられます。忍耐をもって善を行い、栄光と誉れと朽ちないものを求める者には、永遠のいのちを与え、利己的な思いから真理に従わず、不義に従う者には、怒りと憤りを下されます。悪を行うすべての者の上には、ユダヤ人をはじめギリシア人にも、苦難と苦悩が下り、善を行うすべての者には、ユダヤ人をはじめギリシア人にも、栄光と誉れと平和が与えられます。神にはえこひいきがないからです。」

このことを知っているか、知らないかで救いが決まると言っても良いでしょう。「救い」とは、自分のしたことには当然の報いがあることを受け入れることです。しかし、それでも神の憐れみがあることを信じることです。イエス様の傍に十字架に付けられていた男と、もう一人の男の対比がありますね。「ルカ 23:39-42 十字架にかけられていた犯罪人の一人は、イエスをののしり、「おまえはキリストではないか。自分とおれたちを救え」と言った。すると、もう一人が彼をたしなめて言った。「おまえは神を恐れないのか。おまえも同じ刑罰を受けているではないか。おれたちは、自分のしたことの報いを受けているのだから当たり前だ。だがこの方は、悪いことを何もしていない。」そして言った。「イエス様。あなたが御国に入られるときには、私を思い出してください。」私は罪人です、と認めるところから、救いが始まります。

そして、なぜキリストが十字架の上で死ななければいけなかったのか？もし、自分のしたことが死に値するものでなければ、この方が死ぬ必要さえもなかったのです。死に値するからこそ、死なれました。目の目、歯には歯、命には命という神の公正な物差しがあるからこそ、十字架に示されている神の恵みが輝くのです。

ところで、山上の垂訓では、それと反するように見える言葉をイエス様が言われていますね。「マタ 5:38-42 『目には目を、歯には歯を』と言われていたのを、あなたがたは聞いています。しかし、わたしはあなたがたに言います。悪い者に手向かってはいけません。あなたの右の頬を打つ者には左の頬も向けなさい。あなたを告訴して下着を取ろうとする者には、上着も取らせなさい。あなたに一ミリオン行くように強いる者がいれば、一緒に二ミリオン行きなさい。求める者には与えなさい。借りようとする者に背を向けてはいけません。」

ここで私たちは、「定め」とは何かについて知る必要があります。定めは、神のものであり、神の公正や正義が行われるために与えられるものです。それを代理として王や裁き司が判決を下すのですが、あくまでも神の定めを執行するのです。これを自分が行うと見たら、間違いです。復讐は神が行われることであり、人がするものではありません。イエス様が言われているのは、矛盾しているので

はなく、むしろ神の定めに徹していることであり、不当な扱いを受けたら、神に裁きを任せる姿なのです。自分の手で下さず、神の御手の中に任せるということです。まさに、イエス様の、十字架への道がその模範でした。正しい裁きを神にお任せになりました。

26 人が自分の男奴隷の片目あるいは女奴隷の片目を打ち、目をつぶした場合、その目の償いとして、その奴隷を自由の身にしなければなりません。27 また、自分の男奴隷の歯一本あるいは女奴隷の歯一本を打ち、折ったなら、その歯の償いとして、その奴隷を自由の身にしなければなりません。

当時の世界では、奴隷に対しては何をしても構いませんでした。けれども神の目には奴隷も人間であり、尊厳があります。たった歯一本でも、自由にしてあげなければいけません。これを現代版に直すと、仕事中に労災事故が発生して、その人がもう働けなくなったとき、その人に失業保険と医療費ともども払わなければならない、ということです。

3B 動物 28-36

28 牛が男または女を突いて死なせた場合、その牛は必ず石で打ち殺さなければならない。その肉を食べてはならない。しかし、その牛の持ち主は罰を免れる。29 しかし、もし牛に以前から突く癖があり、その持ち主が注意されていたのにそれを監視せず、その牛が男または女を殺したのなら、その牛は石で打ち殺され、その持ち主も殺されなければならない。30 もし彼に償い金が科せられたのなら、彼は自分に科せられたとおりに、自分のいのちの贖いの代価を支払わなければならない。31 息子を突いても娘を突いても、この規定のとおりには扱われる。

イスラエル人は、今は、荒野にいますが、牛や羊を連れて旅をしており、また、約束の地に入ってから農耕社会の中に行きます。そこで、人が人に傷害や殺人を犯すだけでなく、動物が人に対して危害を加える事件も起こるわけです。動物であっても、危害を加え、人を殺したのであれば、その動物は殺されなければいけないと主は言われます。神の公正は、人間の世界だけでなく動物の世界にも広がるのです。思えば、神の国においてイザヤ書 11 章では、獅子も牛と同じように草をはむという預言があり、動物の中にも正義が広がることを教えています。

しかし、持ち主にも責任が問われます。「もし牛に以前から突く癖があり、その持ち主が注意されていたのにそれを監視せず」とあります。積極的な殺人でなくとも、正しいことを行わないことによる罪が残ります。総督ピラトの犯した罪はこれでしょう、イエス様を無罪にしようとしたことが、それが間違っていることを知っていたのに、ユダヤ人たちの圧力のままに任せ、十字架刑に処しましたが、それは正しいことを行わなかった罪です。

持ち主も殺されなければいけません、もし被害者の遺族が償い金を要求してきたら、それをもって死なずに済むようにしなければいけません。ここには、男だけでなく女も、また息子であっても娘であっても、ないがしろにされることなく、この規定どおり行い、命の尊厳が書かれています。

32 もしその牛が男奴隷あるいは女奴隷を突いたなら、牛の持ち主はその奴隷の主人に銀貨三十シケルを支払い、その牛は石で打ち殺されなければならない。

奴隷に対しては、それは主人の財産であるので、銀貨でもって償いをさせます。その時に牛は、他の人たちを殺したのと同じように殺されます。ところで、この銀貨の価値、三十シケルですが、どこかで聞き覚えがあります。ゼカリヤが預言したのです。「11:12-13 私は彼らに言った。「あなたがたの目にかなうなら、私に賃金を払え。もしそうでないなら、やめよ。」すると彼らは、私の賃金として銀三十シケルを量った。【主】は私に言われた。「それを陶器師に投げ与えよ。わたしが彼らに値積もりされた、尊い価を。」そこで私は銀三十を取り、それを【主】の宮の陶器師に投げ与えた。」このように、ゼカリヤに対して言い争っている羊飼いたちは、三十シケルを支払って、ゼカリヤを奴隷のような扱いをしていることがわかります。それでそのことに嫌悪を覚えたゼカリヤが、主の宮の陶器師に投げつけました。

もうわかりますね、この預言がイスカリオテのユダがイエス様を裏切った見返りの金額だったので。そしてユダが神殿に投げつけた銀貨三十枚をもって、祭司長たちは陶器師の畑を買いました。イエス様が、奴隷のような仕打ちを受けていた、卑しめられていたことが分かります。

33 人が水溜めのふたを開けたままにしておくか、あるいは、水溜めを掘って、それにふたをせずにおいて、牛やろばがそこに落ちた場合、34 その水溜めの持ち主は償いをしなければならない。彼は家畜の持ち主に金を支払わなければならない。しかし、その死んだ家畜は彼のものとなる。

人が人に危害を与える時から、家畜から人への危害、そして今度は、人から家畜への危害であります。水溜めと訳されていますが、第三版までは「井戸」と訳されていました。井戸であると、どうしても、きちんと囲いがある水溜めを想像しますが、あの地方の井戸は、地面に穴が開いているもので、気を付けないと落ちてしまうのです。ですから、蓋をきちんと閉めないといけないのです。牛やろばについても、その価値を神が認めておられる証拠です。

35 ある人の牛が隣人の牛を突いて、その牛が死んだ場合、両者は生きている牛を売って、その金を分け、また死んだ牛も分けなければならない。36 しかし、もしその牛に以前から突く癖があることが分かっている、その持ち主が監視しなかったのなら、その人は必ず牛を牛で償わなければならない。しかし、その死んだ牛は彼のものとなる。

最後に、家畜が家畜に危害を与える場合の定めです。ここにも神の公正が働いています。公平に分ける必要があります。それから、持ち主が見ていない場合は牛で償います。ここまで見てきましたが、このようにして神の統治が人々に広がるために、定めが与えられ、そこで大事なものは公正であることです。この神の統治が、私たちの生活、また教会にも広がれば、私たちの間にも平和が、安心が、落ち着きが与えられます。神の秩序の賜物が天から与えられますように。